

防災集団移転等に伴う行政区の分割について

【南相馬市行政嘱託員設置に関する条例の一部改正】

1 現状

防災集団移転及び災害公営住宅建設により、鹿島区寺内行政区及び原町区小川町行政区については居住世数が大幅に増加することとなり、行政区の運営に支障を来すことが予想されるため、行政区より行政区分割の申し出がなされたところである。

2 行政区での協議経過

(1) 寺内行政区

三里団地については、寺内行政区の区域内にあるが、団地造成時より全ての団地分譲が完了した時点で行政区から独立するとの申し合わせがあり、現在、全ての分譲が完了したことから、行政区内で再確認をし、行政区の総意として独立することとなった。

また、災害公営住宅については、寺内行政区と入居者の意向全てが独立であり、これまで班長会議による協議を重ね総意として決定したものである。

(2) 小川町行政区

以前より世帯数の多さから分割の問題提起はなされていたが、防災集団移転により新たに54世帯が入居することから、総会による協議及びアンケートの実施により分割の意向としてまとまったものである。

3 改正の理由

地域自治の推進のため、可能な限り地域の要望に沿った自治組織とすべく、改正を行うものである。

特に小川町行政区については、市内で最も多い世帯数であり、分割により過大な規模が解消されることに加え、水無川から分割することにより、隣組にも全く影響がでず円滑な分割が可能なものである。

なお、分割後の詳細は資料2のとおり。

4 改正の概要

第2条に定める別表中の「区及び区域」の一部について次のように改正する。

(1) 寺内行政区

寺内行政区の一部を新たな区とするため、区名及び区域を加える

区名	区 域
三里	寺内字三里
西川原団地	鹿島字西川原の一部、寺内字中才の一部

(2) 小川町行政区

下記のとおり分割

改正前

区名	区 域
小川町	小川町

改正後

区名	区 域
小川町一	小川町の西部及び北部
小川町二	小川町のうち小川町一を除いた地域

5 施行日

自治組織の立ち上げ及び行政嘱託員選出に一定の期間を要することから、平成27年4月1日から施行する。

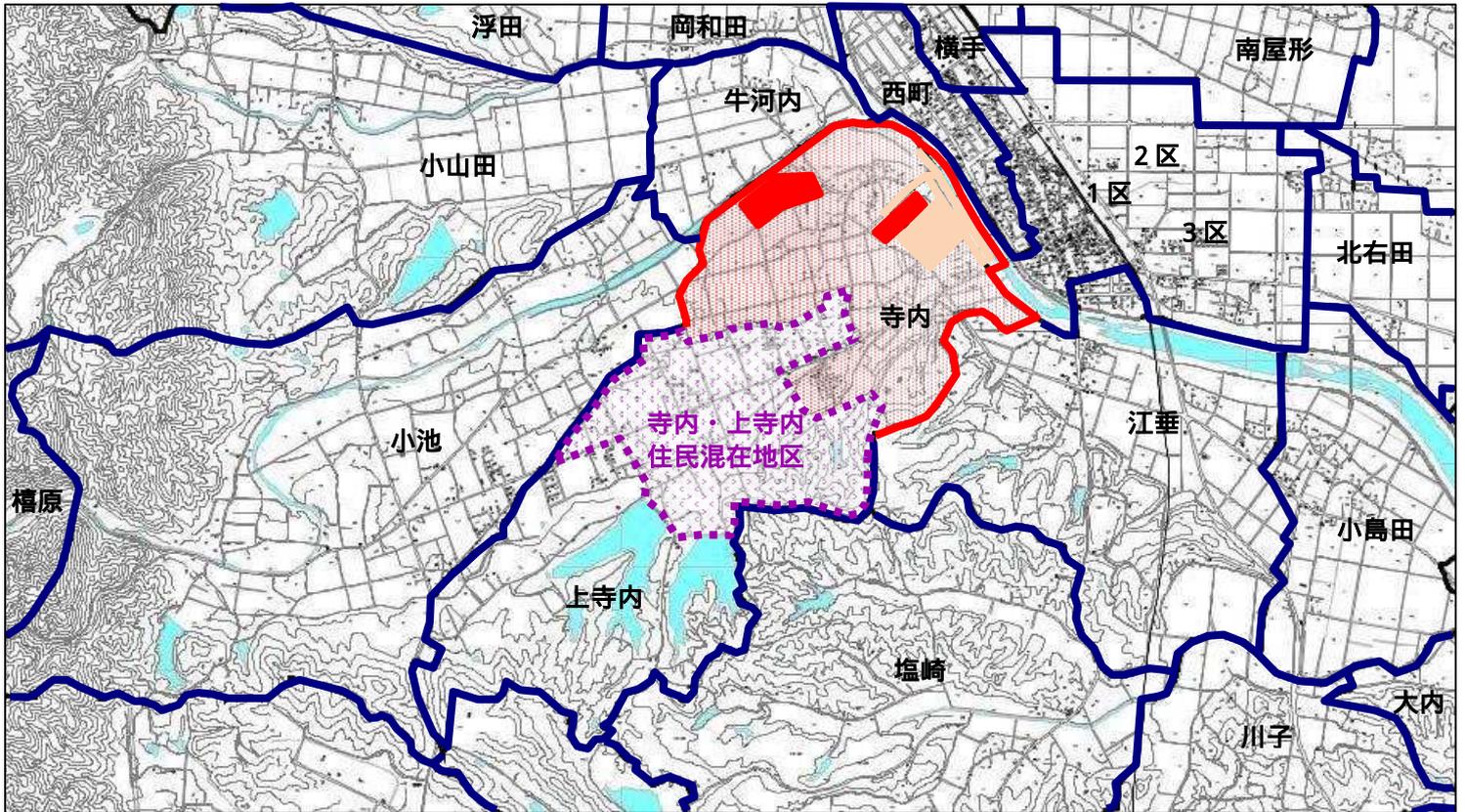
6 参考

小川町行政区が実施したアンケート結果は下記のとおり

- ・実施期間：平成26年10月1日～15日
- ・回収率：33%（163世帯/490世帯）】

区 分	割合
行政区の分割（水無川を境に東西に分割）	66%
広報配布等の協力者の配置（区長の他に協力者を配置する）	15%
現状維持	18%
その他（上記以外の意見がある場合）	1%

寺内行政区位置図

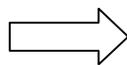


寺内行政区再編箇所（案）拡大図（人口は H26.4.30 現在）



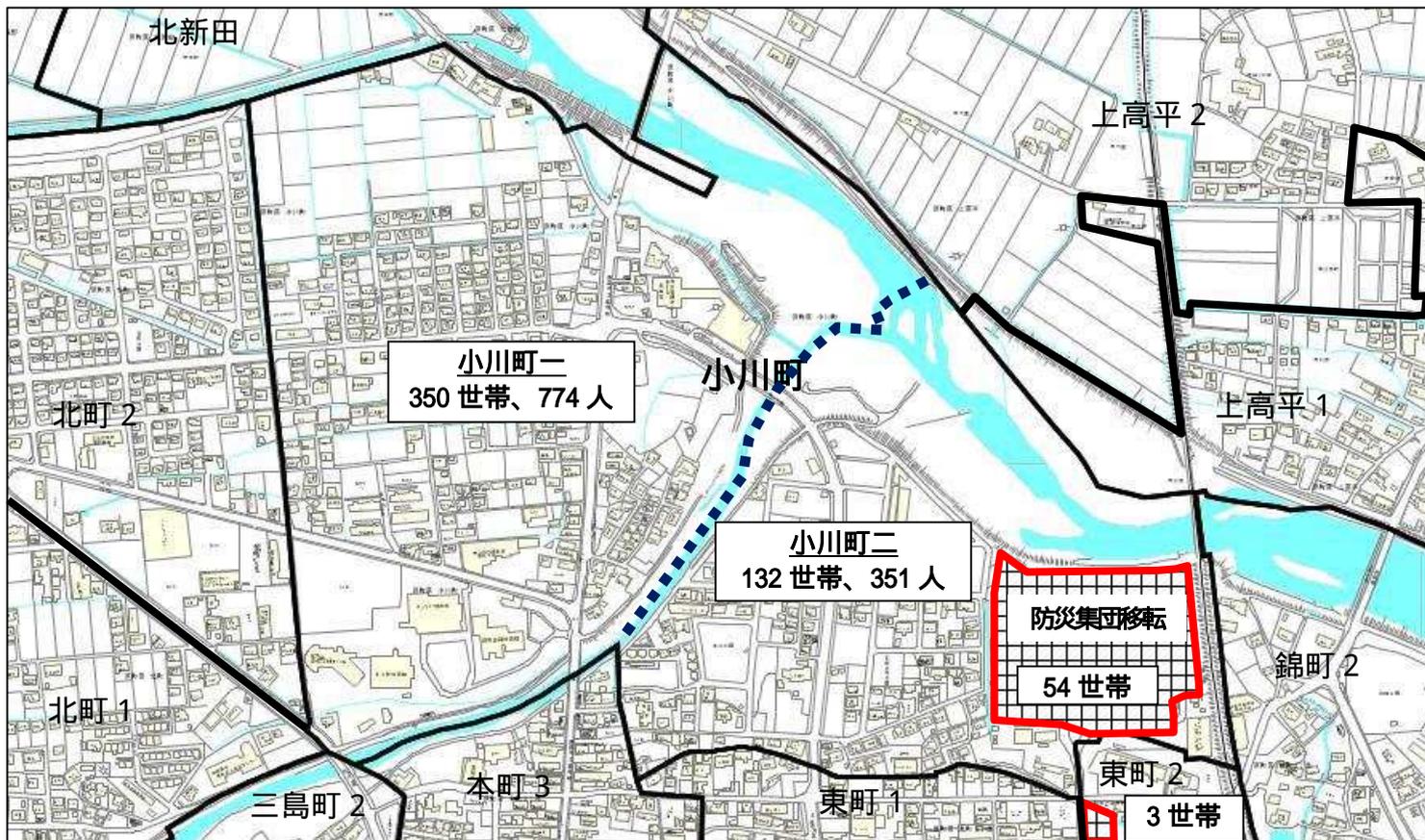
再編による世帯数

区名	世帯数
寺内	276



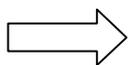
区名	世帯数
寺内	223
三里	53
西川原団地	60

小川町行政区位置図及び分割（案）（人口は H26.4.30 現在）



再編による世帯数

区名	世帯数
小川町	482



区名	世帯数
小川町一	350
小川町二（防集含む）	186

南相馬市条例第 号

南相馬市行政嘱託員設置に関する条例の一部を改正する条例

南相馬市行政嘱託員設置に関する条例（平成18年南相馬市条例第17号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
小高区		小高区	
区名	区域	区名	区域
【略】		【略】	
鹿島区		鹿島区	
【略】		【略】	
寺内	寺内字鷹巣、権現沢、大谷地、前田、 迎田、古川、館内、西館、八幡林、 清水、尾張屋敷、的場、中才、落合、 歡頂木、狐畑、佛方、中町、南町、 菖蒲苅場、北町、塚合及び南ノ町	寺内	寺内字鷹巣、権現沢、大谷地、前田、 迎田、古川、館内、西館、八幡林、 清水、尾張屋敷、的場、中才、落合、 歡頂木、狐畑、佛方、中町、南町、 菖蒲苅場、北町、塚合及び南ノ町
三里	寺内字三里		
西川原 団地	鹿島字西川原の一部、寺内字中才の 一部、寺内字落合の一部		
【略】		【略】	
原町区		原町区	
【略】		【略】	
小川町 二	小川町の西部及び北部	小川町	小川町
小川町 二	小川町のうち小川町一を除いた地 域		
【略】		【略】	

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。